

〔* この件につきましては、日本郵政公社
においても同時に公表されています。〕

平成17年11月22日
社 会 保 険 庁

**年金振込の口座名義の確認をお願いします！
(郵便局で年金を受けとられている受給者の皆様へ)**

1. 概 要

今般、日本郵政公社から、年金の振込を郵便局の貯金通帳にされている方のうち、口座名義が旧姓になっていたり、家族名義になっている等の理由により、受給者氏名と相違している方について確認の依頼がありました。

年金は、貯金通帳の口座名義と受給者氏名が一致しないと振込みができないこととなっています。

このため、社会保険庁では、日本郵政公社より依頼を受けた対象者の方に「口座名義の確認のお知らせ」(別紙)を11月22日(火)に送付し、12月26日(月)までに口座名義の変更等の手続きをとっていただくこととしています。

なお、口座名義の変更等の手続きをとられない場合、平成18年2月の年金の支払いから郵便局口座への振込みができない場合があります。

2. 送付対象者数

1,914名

3. 実施スケジュール等

17年11月22日 対象者の方にお知らせ文書を送付

17年12月26日 最寄りの郵便局等に相談

まで

- ・貯金通帳の口座名義の変更
- ・年金振込にかかる支払機関の変更 等

18年2月15日 年金支払日

- ・上記の手続きをされず、口座名義と受給者氏名が不一致の場合、振込不能となる場合があります。

※ なお、17年12月15日の年金の支払いは、従前どおり振込みが行われます。

受給権者様

年金振込にかかる貯金通帳の口座名義の確認について（お願い）

日頃から年金制度の運営に対しご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

今般、日本郵政公社から、あなた様が年金の振込を希望されている貯金通帳の口座名義と、年金受給権者氏名が相違している旨の連絡がありました。

貯金通帳の口座名義と年金受給権者氏名が一致しない場合、年金の振込はできないこととなっています。

つきましては、下記の手続きが必要となりますので、大変お手数ですが、12月26日(月)までにお近くの郵便局(又は社会保険事務所)にご相談いただきますようお願いいたします。

なお、手続きをお取りいただけない場合、平成18年2月から郵便局への年金の振込ができない場合がございます。お早めに手続きをお願いします。

すでに手続きがお済みの場合は、再提出の必要はありませんのでご了承ください。

記

【手続き方法】

- **現在、年金が振込まれている貯金通帳の口座名義を変更される方**
⇒ 郵便局に設置されている氏名変更等にかかる届書を記入し、**郵便局に提出**してください。
(持参するもの) お知らせ文書一式、年金証書、貯金通帳、届出印、身分証明ができるもの(運転免許証、健康保険証等)
- **年金の振込先を本人名義の貯金通帳の口座に変更される方**
⇒ お知らせに同封の「年金の振込についての回答」にご記入の上、**郵便局に提出**してください。
(持参するもの) お知らせ文書一式、年金証書、本人名義の貯金通帳、身分証明ができるもの(運転免許証、健康保険証等)
- **年金受給者氏名(年金証書の氏名)を変更される方**
⇒ お知らせに同封の「氏名変更届」にご記入の上、**社会保険事務所に提出**してください。
(持参するもの) お知らせ文書一式、年金証書、市区町村長の証明(戸籍抄本又は住民票の写し)、身分証明ができるもの(運転免許証、健康保険証等)
※ フリガナ誤りの場合には市区町村長の証明の添付は不要です。

- 【注】・ご本人以外の方が相談される場合は、本人の「依頼状」が必要です。
・「年金の振込についての回答」または「氏名変更届」を代理の方が記入される場合には、届書に押印が必要になりますので印鑑をご持参ください。

平成17年11月 日
社会保険庁
社会保険業務センター

《照会先》

ねんきんダイヤル：0570-07-1165

お問合せ時間：AM8：30～PM5：00（土・日・祝日を除く）

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24